【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月16日
【届出者の氏名又は名称】	積水ハウス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	大阪市北区大淀中一丁目１番88号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂四丁目15番１号
【電話番号】	03-5575-1700番(代表)
【事務連絡者氏名】	業務役員IR部長　川畑　弘幸
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	積水ハウス株式会社 (大阪市北区大淀中一丁目１番88号) 積水ハウス株式会社東京西支店 (東京都新宿区西新宿三丁目６番11号) 積水ハウス株式会社神奈川東支店 (横浜市西区みなとみらい三丁目７番１号) 積水ハウス株式会社埼玉中央支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目７番５号) 積水ハウス株式会社千葉支店 (千葉市中央区問屋町１番35号) 積水ハウス株式会社名古屋東支店 (名古屋市中区栄三丁目18番１号) 積水ハウス株式会社神戸支店 (兵庫県明石市大明石町二丁目１番32号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目８番20号)

(注１)　本書中の「公開買付者」とは、積水ハウス株式会社をいいます。
(注２)　本書中の「対象者」とは、株式会社岐阜造園をいいます。
(注３)　本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
(注４)　本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注５)　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注６)　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注７)　本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注８)　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注９)　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10)　本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第１ 【公開買付要項】

１ 【対象者名】

株式会社岐阜造園

２ 【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

2019年12月26日開催の第54回定時株主総会及び2020年２月10日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第１回新株予約権(以下「本新株予約権」といい、本新株予約権の所有者を以下「本新株予約権者」といいます。)(行使期間は2022年２月26日から2028年１月31日まで)

３ 【買付け等の概要】

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026年11月16日(月曜日)から2027年１月13日(水曜日)まで(37営業日)
買付け等の価格	普通株式１株につき、金2,770円 本新株予約権１個につき、金397,800円
買付予定数の下限	1,529,300(株)(注１)
買付予定数の上限	―(株)
対象者の意見	本公開買付けに賛同し、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する。

(注１) 当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け後の株券等所有割合(法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第１項第１号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。)は67.40%(小数点以下第三位を四捨五入。)となります。なお、株券等所有割合は、本書提出日現在における対象者の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の対象者の総株主の議決権の数が不明であるところ、2026年３月31日現在の総株主の議決権の数が、対象者が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主の議決権の数であることから、対象者が2026年５月15日に提出した第61期中半期報告書(以下「対象者半期報告書」といいます。)に記載された同年３月31日現在の総株主の議決権の数(32,415個)を分母としております(なお、同日現在の公開買付者及び特別関係者が所有する潜在株券等に係る議決権はありません。)。

４ 【買付け等の目的】

(1) 【公開買付けの目的の概要】

公開買付者は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場及び株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)メイン市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)655,500株(所有割合(注１):20.00%)を所有する対象者の主要株主である筆頭株主であり、対象者を持分法適用関連会社としております。公開買付者は、東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場し、戸建住宅事業、賃貸・事業用建物事業及び建築・土木事業からなる請負型ビジネス、賃貸住宅管理事業及びリフォーム事業からなるストック型ビジネス、仲介・不動産事業、マンション事業及び都市再開発事業からなる開発型ビジネス並びに国際事業を展開しております。なお、公開買付者グループ(公開買付者並びに連結子会社301社及び持分法適用関連会社36社(2026年１月31日現在)で構成されるグループをいいます。以下同じです。)において、公開買付者以外の会社は対象者株式を所有しておりません。また、本書提出日現在、公開買付者グループ各社は本新株予約権を所有しておりません。この度、公開買付者は、2026年11月13日、対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(注１)　「所有割合」とは、対象者が2026年11月13日に公表した「2026年９月期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2026年９月30日現在の対象者の発行済株式総数(3,253,600株)から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(435株)を控除した株式数(3,253,165株)に、対象者から2026年９月30日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権120個の目的となる対象者株式数(24,000株)を加算した株式数(3,277,165株)(以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を1,529,300株(所有割合：46.67%)と設定しております。本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(1,529,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び公開買付者が所有する対象者株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,529,300株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限(1,529,300株)は、潜在株式勘案後株式総数(3,277,165株)に係る議決権の数(32,771個)に３分の２を乗じた数(21,848個、小数点以下切上げ)に対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(2,184,800株)から、本書提出日現在の公開買付者が所有する対象者株式の数(655,500株)を控除した株式数(1,529,300株)です。

これは、公開買付者が、本取引により対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているところ、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び公開買付者が所有する対象者株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できず、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」の「②　株式の併合」に記載の会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)の手続を実施する場合には、会社法第309条第２項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本株式併合の手続を確実に遂行すべく、本公開買付けの成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の数の３分の２以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。

公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することを予定しております。

(2) 【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者が2026年11月13日付で公表した「その他の関係会社である積水ハウス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)、対象者から受けた説明及び対象者が公表した情報に基づくものです。

① 【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

公開買付者は、戸建住宅事業を出発点として1960年に創業して以来、住まいを基軸として事業を展開しております。公開買付者は、1970年８月に東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所市場第二部に株式を上場し、1971年６月に両証券取引所市場第一部に指定替えとなり、1972年８月に名古屋証券取引所市場第一部に株式を上場いたしました。その後、2022年４月の東京証券取引所及び名古屋証券取引所の市場区分の見直しに伴い、現在は東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に株式を上場しております。また、公開買付者は、戸建住宅事業、賃貸・事業用建物事業及び建築・土木事業からなる請負型ビジネス、賃貸住宅管理事業及びリフォーム事業からなるストック型ビジネス、仲介・不動産事業、マンション事業及び都市再開発事業からなる開発型ビジネス並びに国際事業を、公開買付者グループ各社と緊密に連携しながら展開しております。

公開買付者は、2026年３月５日に公表した2027年１月期から2029年１月期までを対象期間とする第７次中期経営計画において、国内では「グループ総合力による積水ハウス経済圏の深耕」を基本方針として掲げるとともに、公開買付者グループのコアコンピタンスである技術力、施工力及び顧客基盤を活用し、商品・技術開発から営業、設計、施工及びアフターサービスに至るまで、住まいづくりに関わるバリューチェーン全体を強化することにより、既存事業の深化及び拡張を図り、顧客接点を通じて「住」を基軸としたソリューションをワンストップで提供することを目指しております。なお、同中期経営計画においては、「質・量ともに外構造園を強化」すること及び「大規模外構造園事業の強化」を重点課題と位置付けております。

一方、対象者は、1927年３月に造園工事の請負を営む植弥を創業し、1966年１月に株式会社に改組するとともに、商号を株式会社岐阜造園に変更し、事業の拡大及び社会的信頼の向上を図ったとのことです。その後、造園業界の認知度や対象者の知名度向上を目的として、対象者株式は2016年11月に名古屋証券取引所市場第二部に上場し、2022年４月に名古屋証券取引所の市場再編に伴い、名古屋証券取引所メイン市場へ移行したとのことです。更なる社会的認知度・信用度の向上、優秀な人材の確保を目的として2022年９月に東京証券取引所スタンダード市場に上場しているとのことです。

本書提出日現在、対象者、連結子会社１社及び持分法適用関連会社１社で構成される企業グループ(以下「対象者グループ」といいます。)は、「人生を、美しい景色に。」を企業哲学として掲げ、街並みや住まいに緑の空間を提供すべく、主たる事業として「ガーデンエクステリア(注１)事業」及び「ランドスケープ(注２)事業」を中心に造園緑化事業を行っているとのことです。

(注１) 「ガーデンエクステリア」とは、ガーデン(庭)とエクステリア(外構)を組み合わせたものであり、建物周辺の景観を構築することをいうとのことです。

(注２) 「ランドスケープ」とは、不特定多数の人が訪れるパブリックスペースに樹木の緑あふれる空間を創り出すことをいうとのことです。

(ア)ガーデンエクステリア事業

対象者グループは、住宅の周辺環境を総称してエクステリアと位置付け、庭園(ガーデン)のテイストをより多く盛り込んだ「ガーデン＋エクステリア」の設計及び施工を通じて、顧客の家庭での暮らしが緑に溢れ、より豊かなものとなるよう設計及び施工を行っているとのことです。対象者グループが手掛ける戸建住宅や集合住宅の外構造園では、住宅メーカーが受注した新築案件の門、塀及び庭園等、建物周辺の景観構築に関して設計及び施工を行い、住宅メーカーや不動産デベロッパー等とともに行う大型分譲地の開発等では、総合的な計画段階から携わり、樹木や天然石を多用しながら既製品を組み合わせた定型的なエクステリアでは実現が難しい良質な街並みを創出し、美しい分譲地の形成に貢献しているとのことです。

(イ)ランドスケープ事業

対象者グループは、官公庁(国土交通省や地方自治体等)が発注する庁舎等の施設、都市公園、街路等の施工・整備に係る造園緑化工事に加えて、官公庁から委託を受け、公園や公共施設等の緑地のメンテナンスや、指定管理者として市営公園全体の運営・管理を行っているとのことです。他方、民間企業が発注する商業施設や工場、リゾートホテル、ゴルフ場、飲食店、ショッピングモール、温泉施設、住宅マンション、私立学校、病院、老人介護施設等の施工・整備に係る造園緑化工事を行っているとのことです。また、不特定多数の人が訪れるパブリックスペース(注３)に、樹木や石材を使った伝統的な造園工事から、建物の屋上や壁面を緑で覆う屋上等・壁面緑化工事、生き物との共生を目的としたビオトープ(注４)工事やショッピングモールが取り組んでいる森づくりによる環境再生に配慮した工事等を行っているとのことです。

(注３) 「パブリックスペース」とは、景観を構成する諸要素のことや、景観そのものを意味するとのことです。

(注４) 「ビオトープ」とは、生命の(バイオ)と場所(トポス)の合成語で生物の生息空間のことをいうとのことです。

対象者グループの設計においては、樹木や石材等自然素材の特性を熟知した設計者による、「その風景は、こころを打つか。」を品質基準として定め、施工時に創出した街並みが時間の経過とともにますます美しくなる経年美化の景観づくりが高く評価されていると考えているとのことです。また、施工においても、建材メーカーが販売する既製品等に依存せず、天然の樹木や石材をデザインに多く取り入れる造園的アプローチで、意匠性や品質が高いエクステリアを提供するとともに、難易度が高い案件や厳しい工期にも柔軟に対応できる技術力や施工基盤にて、高い顧客満足度を実現していると考えているとのことです。加えて、ランドスケープ事業においては、その設計力の高さからプロジェクトの初期段階から設計に参画することが可能となっており、100年近い歴史で培ってきた造園技術に加えて、造園の技能を有する監督者による現場指揮により高い品質の施工を担保していると考えているとのことです。

対象者グループを取り巻く環境として、円安の影響を一因として、訪日外国人によるインバウンド需要が拡大し、外資系ホテルや富裕層向けリゾートホテル等の大型案件の需要が見込まれる他、物流センターやデータセンターの建設等の企業による設備投資に伴う同施設に付随する外構・造園の需要も底堅く推移しているとのことです。また、訪日外国人の増加により日本の風景への関心が高まり、海外における日本庭園の築造案件は増えていく可能性が高いと認識しているとのことです。その一方で、国内の労働人口の減少により造園に係る職人人材の確保がより一層難しくなると想定しており、更に造園緑化事業は、設計や施工に関する技術は専門性が高く、一朝一夕では習得することが難しいことから、継続的な職人確保のための人材育成が課題と考えているとのことです。

こうした状況の下、対象者グループでは、引き続き、「街や暮らしに潤いを与える緑空間の創造」をコンセプトとして、分野や地域を限定することなく、幅広い視野をもって事業を展開していき、より一層、社会に緑豊かな住生活を提供し、地球環境の保全及び復元に貢献し、最終的な対象者の目標として「日本一の造園会社」となることを目指しているとのことです。対象者は、中長期的な成長の実現に向けて、営業エリア拡大に加え、相乗効果が期待できる企業との事業提携を通じた新たな付加価値を創出する等、積極的な事業の拡大と成長の維持に努めてきたとのことです。特に、関東エリアでの事業規模の拡大を目指しており、積極的な人材採用と他社とのアライアンスを通じて優良な協力業者との連携により、施工力を強化しているとのことです。その成果として、関東圏においては、現在では35名ほどの社員が在籍し、関東圏の売上高は2024年９月期から2025年９月期までに78%増加しているとのことです。

公開買付者及び対象者は、2020年５月15日、外構、造園及びランドスケープの各分野における提案力の向上、並びに新商品及び新サービスの開発等を目的として、業務提携契約(以下「本業務提携契約」といいます。)を締結いたしました。

また、公開買付者は、同年６月30日、本業務提携契約に基づく両社の提携関係を更に強固なものとするため、対象者による第三者割当増資を引き受け、対象者株式150,000株(第三者割当増資後の対象者の発行済株式総数の10.33%)を取得し、対象者との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結いたしました。

その後、公開買付者は、公開買付者の物件の施工を担う公開買付者グループの建設会社等との連携をはじめ、対象者との取引関係を更に強化することを目的として、2023年２月13日、対象者株式を市場外での相対取引により取得する旨の契約を締結し、同月20日、対象者株式355,500株(当時の対象者の発行済株式総数の11.10%)を取得し、従前から所有していた対象者株式(対象者が2021年６月１日を効力発生日として１株につき２株の割合をもって実施した株式分割後の株式数で300,000株)と合わせて655,500株(当時の対象者の発行済株式総数の20.46%)を所有することとなり、公開買付者は対象者の主要株主である筆頭株主となるとともに、対象者を持分法適用関連会社といたしました。以降、公開買付者及び対象者は、造園緑化事業の強化を目指し、引き続き強固な協力関係を構築してまいりました。

公開買付者及び対象者は、本業務提携契約及び本資本業務提携契約に基づく協業を通じて、公開買付者の戸建住宅及び賃貸住宅「シャーメゾン」に係る外構・造園工事について、従来から取引のあった中部圏における発注量を増加させるとともに、関東圏へも取引領域を拡大いたしました。また、公開買付者グループから対象者グループへの出向者による受注運営及びマネジメント面での支援を通じて、人的連携も強化いたしました。その結果、対象者グループにおける公開買付者グループ向け売上高は増加を続けており、両社グループ間の取引関係は着実に拡大してきました。

もっとも、公開買付者は、対象者が上場会社として独立した経営を行う現在の資本関係の下では、公開買付者グループ及び対象者グループの経営資源の更なる相互活用、人材の相互活用、営業及び施工体制の一体的な運営並びに公開買付者グループ全体としての最適な経営資源配分を実現する上で、対象者の独立性及び一般株主の利益に配慮する必要があることから、両社グループ間における経営資源の柔軟な配分や一体的な事業運営には一定の制約が存在していると認識しておりました。

特に、公開買付者グループが発注者、対象者グループが受注者となる取引関係が存在するところ、取引価格等の条件について両者の利害は相反し、対象者グループに生じる利益の一部は対象者の一般株主に帰属することから、対象者が上場会社であり続ける限り、対象者の一般株主との利益相反への配慮が必要になると認識しておりました。更に、対象者が中長期的な成長を実現するためには、営業エリアの拡大に加え、施工力強化のための人材の増強、内部管理体制の強化及び技術伝承のための人材育成等について、継続的かつ機動的な成長投資を行う必要があると考えており、一方で、これらの施策は、その効果が顕在化するまでに一定の期間を要することや、一時的な収益及びキャッシュ・フローの悪化を伴う可能性があることから、対象者が上場会社として短期的な業績及び株価への影響にも配慮しながら実施する場合には、迅速かつ十分な規模で実行することが困難となる可能性があると考えておりました。

そこで、公開買付者は2025年12月上旬、対象者を完全子会社化することにより、公開買付者グループの信用力、顧客基盤及び事業基盤を活用しながら対象者の成長戦略をより強力に支援することが可能になると考えるに至りました。

このような認識の下、公開買付者は、対象者との協業関係の更なる深化及び両社グループの企業価値向上に向けた施策の一環として、2025年12月上旬から対象者の完全子会社化を含む資本関係の在り方について検討を進めてまいりました。

その結果、公開買付者は、2026年３月上旬、第７次中期経営計画において重点課題として掲げる「質・量ともに外構造園を強化」すること及び「大規模外構造園事業の強化」を推進する上で、対象者を公開買付者の完全子会社とし、公開買付者グループが有する技術力、施工力及び顧客基盤と、対象者グループが有する高い設計力、施工力及び長年培われた造園技術・知見を一体的に活用することが、公開買付者グループ及び対象者グループ双方の企業価値向上に資するとの考えに至りました。

公開買付者は、対象者を完全子会社化することにより、具体的には、以下のような施策及び効果が期待できると考えております。

第一に、公開買付者グループ及び対象者グループの営業基盤、顧客基盤及び案件情報を相互に活用することにより、公開買付者グループの戸建住宅事業、賃貸・事業用建物事業でのガーデンエクステリア案件及びマンション・都市再開発事業でのランドスケープ案件等において対象者グループの参画機会を拡大し、対象者グループの事業規模及び営業エリアを拡大することが可能になると考えております。一方、現在の資本関係の下では、対象者が上場会社として独立した経営を行っており、案件の配分や取引条件について対象者の一般株主の利益に配慮する必要があることから、両社グループ間での営業基盤のノウハウ・共通するエリアにおける営業活動の最適化について一定の制約があると考えております。

第二に、公開買付者グループの人材採用力、人材育成ノウハウ及び施工ネットワークを活用することにより、対象者グループにおける施工管理人材その他の専門人材の確保及び育成を促進するとともに、公開買付者グループが構築する施工ネットワーク等も活用しながら、施工体制の強化及び施工能力の向上を図ることが可能になると考えております。一方、現在の資本関係の下では、対象者の独立性及び一般株主の利益に配慮する必要があるところ、限られた人材や施工ネットワークは両社グループそれぞれの事業運営を支える重要な経営資源であることから、両社グループ間における人材の柔軟な配置や施工ネットワークの一体的な活用には一定の制約があると考えております。

第三に、公開買付者グループ及び対象者グループがそれぞれ有する設計力、施工力、技術力及びノウハウを相互に活用するとともに、資材調達面における連携及び資材の共同購入等を通じて、外構・造園・ランドスケープ分野における提案力の向上、収益性の改善及び提供価値の向上を図ることが可能になると考えております。一方、現在の資本関係の下では、両社グループがそれぞれ独立した事業主体として調達活動を行っており、資材の共同購入等による利益の配分について両社グループ間の利害調整が必要となるほか、両社グループそれぞれの競争力の源泉である技術力やノウハウの共有にも限界があることから、調達機能の一体的な運用やノウハウの相互活用等には制約があると考えております。

第四に、対象者を公開買付者の完全子会社とすることにより、公開買付者グループと対象者グループとの間の構造的な利益相反関係を解消し、両社グループの経営資源をグループ全体最適の観点から柔軟かつ機動的に活用するとともに、意思決定の迅速化及び上場維持に伴う管理コストその他の負担の軽減を通じて、対象者グループの成長投資をより一層推進することが可能になると考えております。

以上の検討の結果、公開買付者は、公開買付者グループ及び対象者グループが一体となって中長期的な視点から事業運営及び成長投資を行い、両社グループの経営資源を柔軟かつ機動的に活用するためには、対象者を公開買付者の完全子会社とすることが、公開買付者グループ及び対象者グループ双方の中長期的な企業価値向上に資する最善の方策であり、「日本一の造園会社」という目標にも整合的との結論に至りました。

こうした判断の下、公開買付者は、2026年５月中旬から、本取引の実施に向けた具体的な検討を開始いたしました。

公開買付者は、2026年８月20日、対象者に対し、本取引の意義及び目的、本取引の想定スキーム、取引条件に関する考え方等を記載した法的拘束力のない意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出し、対象者との間で、本取引の意義及び目的、本取引の方法その他の諸条件について協議を開始し、対象者の株主に対して対象者株式の市場価格に適切なプレミアムを付した価格での売却機会を提供するとともに、対象者を公開買付者の完全子会社とするための取引手法について協議及び検討を行いました。

また、公開買付者は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてＳＭＢＣ日興証券株式会社(以下「ＳＭＢＣ日興証券」といいます。)を2026年８月６日に、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所(以下「大江橋法律事務所」といいます。)を同年８月17日にそれぞれ選任し、本取引の実施に向けた検討体制を構築いたしました。その後、公開買付者は、同年９月上旬から同年10月上旬にかけて、対象者に対する事業、財務、税務及び法務等に関するデュー・ディリジェンスを実施するとともに、対象者から受領した事業計画、対象者の事業及び財務の状況、対象者株式の市場株価の推移、本取引により期待されるシナジー効果その他の諸要素を総合的に勘案し、本取引の諸条件について慎重に検討を進めてまいりました。また、対象者との間で、本取引の意義及び目的、本取引後の経営方針、本取引により期待されるシナジーその他の諸条件について継続的に協議及び検討を重ねてまいりました。

その後、公開買付者は、2026年９月上旬から同年10月上旬まで実施したデュー・ディリジェンスの状況等を踏まえ、2026年10月８日、対象者に対し、対象者株式１株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を2,520円(同日の前営業日である2026年10月７日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,220円に対して13.51％(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値2,266円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して11.21%、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値2,159円に対して16.72%、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値2,014円に対して25.12%のプレミアムを加えた価格となります。)とする旨の初回の価格提案(以下「第一回提案価格」といいます。)を行いました。また、本新株予約権１個当たりの買付け等の価格(以下「本新株予約権買付価格」といいます。)については、対象者において本新株予約権の取扱いに関する方針を検討中であったことから、当該方針を確認した上で別途提案する旨を伝達いたしました。

これに対し、公開買付者は2026年10月14日、対象者及び対象者が設置した本特別委員会(下記「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において定義します。以下同じです。)から、対象者株式価値の試算結果等を考慮すると、一般株主の利益に十分に配慮された価格と評価するには低い水準であり、第一回提案価格では本取引に賛同することは困難であるとして、本公開買付価格の引上げを要請されました。

その後、公開買付者は2026年10月19日、対象者に対し、本公開買付価格を2,650円(同日の前営業日である2026年10月16日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,106円に対して25.83%、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値2,231円に対して18.78%、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値2,192円に対して20.89%、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値2,033円に対して30.35%のプレミアムを加えた価格となります。)とする旨の二回目の価格提案(以下「第二回提案価格」といいます。)を行いました。また、本新株予約権買付価格については、対象者において本新株予約権の取扱いに関する方針を検討中であったことから、当該方針を確認した上で別途提案する旨を伝達いたしました。

これに対し、公開買付者は2026年10月21日、対象者及び本特別委員会より、第二回提案価格に対して、本源的な企業価値を改めて評価の上、一般株主の利益に一層配慮した提案価格を再考するよう、本公開買付価格の更なる引上げの要請を受けました。

その後、公開買付者は2026年10月23日、対象者に対し、本公開買付価格を2,700円(同日の前営業日である2026年10月22日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,030円に対して33.00%、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値2,194円に対して23.06%、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値2,201円に対して22.67%、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値2,041円に対して32.29%のプレミアムを加えた価格となります。)とする旨の三回目の価格提案(以下「第三回提案価格」といいます。)を行いました。また、本新株予約権買付価格については、対象者において本新株予約権の取扱いに関する方針を検討中であったことから、当該方針を確認した上で別途提案する旨を伝達いたしました。

これに対し、公開買付者は2026年10月28日、対象者及び本特別委員会より、第三回提案価格について、株式会社AGS FAS(以下「AGS FAS」といいます。)によるディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「ＤＣＦ法」といいます。)に基づく対象者株式価値の算定結果を踏まえても、なお一般株主の利益に十分に配慮された価格と評価するには低い水準であることを踏まえ、本公開買付価格の更なる引上げの要請を受けました。

その後、公開買付者は2026年10月29日、対象者に対し、本公開買付価格を2,730円(同日の前営業日である2026年10月28日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,976円に対して38.16%、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値2,138円に対して27.69%、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値2,205円に対して23.81%、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値2,043円に対して33.63%のプレミアムを加えた価格となります。)とする旨の四回目の価格提案(以下「第四回提案価格」といいます。)を行いました。また、本新株予約権買付価格については、対象者において本新株予約権の取扱いに関する方針を検討中であったことから、当該方針を確認した上で別途提案する旨を伝達いたしました。

これに対し、公開買付者は2026年11月２日、対象者及び本特別委員会より、第四回提案価格について、AGS FASによるＤＣＦ法に基づく対象者株式価値の算定結果を踏まえても、なお一般株主の利益に十分に配慮された価格と評価するには低い水準であることを踏まえ、本公開買付価格の更なる引上げの要請を受けました。

その後、公開買付者は2026年11月４日、第四回提案価格に対する対象者及び本特別委員会からの回答を踏まえ、本公開買付価格について再度検討を行った結果、第四回提案価格を維持することとし、対象者に対し、本公開買付価格を2,730円(同日の前営業日である2026年11月２日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,967円に対して38.79%、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値2,095円に対して30.31%、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値2,205円に対して23.81%、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値2,044円に対して33.56%のプレミアムを加えた価格となります。)とする旨の五回目の価格提案(以下「第五回提案価格」といいます。)を行いました。また、本新株予約権買付価格については、第五回提案価格と本新株予約権の対象者株式１株当たりの行使価額781円との差額である1,949円に、本新株予約権１個の目的となる対象者株式の数200株を乗じた389,800円とする旨の提案を行いました。

これに対し、公開買付者は2026年11月６日、本特別委員会との間で直接面談を実施いたしました。当該直接面談において、公開買付者は、本特別委員会から、AGS FASによるＤＣＦ法の算定結果や類似する非公開化取引におけるプレミアム水準を重要な指標と考えていることを改めて伝えられ、本公開買付価格の更なる引上げの要請を受けました。

その後、公開買付者は2026年11月９日、本特別委員会からの本公開買付価格の更なる引上げの要請を踏まえ、対象者に対し、本公開買付価格を2,770円(同日の前営業日である2026年11月６日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,018円に対して37.26%、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値2,074円に対して33.56%、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値2,203円に対して25.74%、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値2,043円に対して35.58%のプレミアムを加えた価格となります。)とする旨の六回目かつ最終の価格提案(以下「第六回提案価格」といいます。)を行いました。また、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格2,770円と本新株予約権の対象者株式１株当たりの行使価額781円との差額である1,989円に、本新株予約権１個の目的となる対象者株式の数200株を乗じた397,800円とする旨の提案を行いました。

これに対し、公開買付者は2026年11月10日、対象者及び本特別委員会より、2026年11月12日付で受領予定の最終的な株式価値算定結果に重大な変更が生じないこと及び最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で、対象者取締役会決議を経てなされるという条件のもと、第六回提案価格及び本新株予約権買付価格を397,800円とする提案を受け入れる旨の回答を受けました。

以上の経緯を経て、公開買付者は、2026年11月13日、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする本取引の一環として、本公開買付価格を2,770円、本新株予約権買付価格を397,800円として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

② 【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】

(ⅰ)普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるＳＭＢＣ日興証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2026年11月12日付で株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(ＳＭＢＣ日興証券)」といいます。)を取得いたしました。なお、ＳＭＢＣ日興証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。なお、ＳＭＢＣ日興証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件とする成功報酬が含まれております。公開買付者は、報酬の一部を成功報酬とすることには、本取引が不成立となった場合の取引費用を限定することが可能になるという合理性があること及び報酬体系としても同種の取引における一般的な実務慣行であることを勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることの一事をもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりＳＭＢＣ日興証券を公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

ＳＭＢＣ日興証券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似上場会社との比較による株式価値の検討が可能であることから類似上場会社比較法を、更に、対象者の将来の事業活動の状況を適切に株式価値に反映するためＤＣＦ法の各手法を用いて、対象者株式の株式価値算定を行いました。なお、公開買付者は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の諸要素を総合的に考慮し、対象者の一般株主の利益には十分配慮がなされていると考えていることから、ＳＭＢＣ日興証券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

ＳＭＢＣ日興証券による対象者株式１株当たりの株式価値の算定結果は、以下のとおりです。

市場株価法：	2,043円～2,193円
類似上場会社比較法：	1,482円～1,757円
ＤＣＦ法：	2,176円～3,877円

市場株価法では、2026年11月12日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の算定基準日の終値1,986円、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値2,043円、同直近３ヶ月間の終値単純平均値2,193円及び同直近６ヶ月間の終値単純平均値2,047円を基礎として、対象者株式１株当たりの株式価値の範囲を2,043円から2,193円と算定しております。

類似上場会社比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社10社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の株式価値を評価し、対象者株式１株当たりの株式価値の範囲を1,482円から1,757円と算定しております。

ＤＣＦ法では、対象者から提供を受けた事業計画(2027年９月期から2031年９月期)を基礎とし、直近までの業績推移、公開買付者が対象者に対して2026年９月上旬から同年10月上旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した上で、対象者が2027年９月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値及び株式価値を算定し、対象者株式１株当たりの株式価値の範囲を2,176円から3,877円と算定しております。

公開買付者は、ＳＭＢＣ日興証券から取得した本株式価値算定書(ＳＭＢＣ日興証券)の算定結果に加え、対象者に対して2026年９月上旬から同年10月上旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果を踏まえ、最終的に本公開買付価格を１株当たり2,770円とすることを決定いたしました。なお、対象者との協議・交渉の過程については、上記「①　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

本公開買付価格である2,770円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年11月12日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,986円に対して39.48%、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値2,043円に対して35.58%、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値2,193円に対して26.31%、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値2,047円に対して35.32%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格である2,770円は、本書提出日の前営業日である2026年11月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,100円に対して31.90%のプレミアムを加えた価格となります。

(ⅱ)本新株予約権

本新株予約権については、2026年11月13日現在において、対象者株式１株当たりの行使価額(781円)が本公開買付価格(2,770円)を下回っており、かつ、権利行使期間が到来しているため、公開買付者は、本新株予約権買付価格を本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式１株当たりの行使価額との差額である1,989円に、本新株予約権１個の目的となる対象者株式の数(200株)を乗じた金額である397,800円とすることを決定いたしました。

なお、公開買付者は、上記のとおり本新株予約権買付価格を決定したことから、第三者算定機関の算定書や意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

③ 【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(ⅰ)検討体制の構築の経緯

対象者は、上記「①　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2026年８月20日に、公開買付者より本意向表明書を受領したとのことです。

これを受けて対象者は、本取引について本格的な検討を開始するにあたり、2026年８月28日開催の対象者取締役会において、公開買付者及び対象者から独立した立場であるリーガル・アドバイザーとして日比谷中田法律事務所を、公開買付者及び対象者から独立した立場であるファイナンシャル・アドバイザーとして東海東京証券株式会社(以下「東海東京証券」といいます。)を、それぞれ起用するとともに、2026年９月11日開催の対象者取締役会において、本取引に関して公開買付者及び対象者から独立した立場である第三者算定機関として、AGS FASを選任したとのことです。また、本取引が公開買付者による対象者の完全子会社化を企図するものであることを踏まえ、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期するとともに、本取引に係る手続及び条件の公正性を担保する観点から、2026年８月28日開催の対象者取締役会において、加藤孝浩氏(対象者社外監査役兼独立役員、公認会計士、加藤孝浩会計事務所)、山本秀樹氏(対象者社外取締役兼独立役員、公認会計士、アルファ税理士法人)及び小松慶子氏(対象者社外監査役兼独立役員、弁護士、弁護士法人三浦法律事務所)の３名によって構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置することを決議したとのことです。本特別委員会の設置にあたっては、各委員が公開買付者及び対象者から独立しており、かつ、本取引の成否からの独立性を有することを確認したとのことです。また、各委員が社外役員として対象者の事業内容、経営状況及び事業環境について十分な理解を有していること、公認会計士又は弁護士としての専門的知見を有していること等を考慮し、本取引の目的及び取引条件の公正性・妥当性について多角的かつ実質的な検討を行うことができる構成が適切であると判断して、上記３名を本特別委員会の委員として選任したとのことです。本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④　対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

(ⅱ)検討・交渉の経緯

上記「(ⅰ)検討体制の構築の経緯」に記載の検討体制の下、対象者は、公開買付者から受領した本意向表明書に記載された本取引の実施意向、並びに、シナジー、公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じて対象者を完全子会社化するというスキーム並びにスケジュールを含む本公開買付けの概要のほか、本取引が対象者に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、公開買付者から受けた本公開買付価格の提案内容について慎重に検討していたとのことです。なお、本取引の取引条件に関する協議及び交渉については、本特別委員会が、東海東京証券、AGS FAS及び日比谷中田法律事務所からの助言及び説明等を踏まえ、公開買付者からの価格提案に対する評価並びに交渉方針及び公開買付者への回答・要請内容を検討・決定し、以下のとおり、2026年９月中旬から2026年11月上旬まで複数回にわたり、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである東海東京証券を通じて、公開買付者との間で主体的に価格交渉を行っていたとのことです。対象者は、本特別委員会による検討及び交渉に必要な情報の提供その他の支援を行っているとのことです。

具体的には、対象者は、本特別委員会を通じて、2026年９月15日に、公開買付者に対して本取引を実施する目的・理由、本取引によって見込まれるメリット・デメリット、本取引に係る一般株主の利益への配慮、本取引後の経営方針等に関する質問事項を書面により送付の上で、2026年９月24日に、公開買付者から書面による回答を受領した上で、2026年９月25日に公開買付者に対するインタビューを実施し、質疑応答を行ったとのことです。

また、本特別委員会は、2026年10月８日以降、東海東京証券を通じて、公開買付者との間で、本公開買付価格に関して複数回にわたる協議・交渉を重ねていたとのことです。

具体的には、本特別委員会は2026年10月８日、公開買付者より、対象者株式の市場株価の動向及び一般株主の取得価格を勘案し、本公開買付価格を2,520円(提案日の前営業日である2026年10月７日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,220円に対して13.51%、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値2,266円に対して11.21%、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値2,159円に対して16.72%、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値2,014円に対して25.12%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)とする旨の第一回提案価格を提示されたとのことです。また、本新株予約権買付価格については、対象者において取扱いに関する方針を検討中であったことから、当該方針を確認した上で別途提案する旨を伝達されたとのことです。

これに対して、本特別委員会は2026年10月14日、公開買付者に対して、対象者株式価値の試算結果等を考慮すると、一般株主の利益に十分に配慮された価格と評価するには低い水準であり、第一回提案価格では本取引に賛同することは困難であるとして、本公開買付価格の引上げを要請したとのことです。

その後、対象者は2026年10月19日、公開買付者より本公開買付価格を2,650円(提案日の前営業日である2026年10月16日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,106円に対して25.83%、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値2,231円に対して18.78%、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値2,192円に対して20.89%、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値2,033円に対して30.35%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)とする旨の第二回提案価格を提示されたとのことです。

これに対して、本特別委員会は2026年10月21日、公開買付者に対して、本源的な企業価値及び本取引によって期待される成長可能性を改めて評価の上、一般株主の利益に一層配慮した提案価格の再考を要請したとのことです。

その後、対象者は2026年10月23日、公開買付者より本公開買付価格を2,700円(提案日の前営業日である2026年10月22日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,030円に対して33.00%、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値2,194円に対して23.06%、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値2,201円に対して22.67%、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値2,041円に対して32.29%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)とする旨の第三回提案価格を提示されたとのことです。

これに対して、本特別委員会は2026年10月28日、公開買付者に対して、第三回提案価格は、AGS FASによるＤＣＦ法に基づく対象者株式価値の算定結果を踏まえても、なお一般株主の利益に十分に配慮された価格と評価するには低い水準であることを踏まえ、本公開買付価格の更なる引上げを要請したとのことです。

その後、対象者は2026年10月29日、公開買付者より本公開買付価格を2,730円(提案日の前営業日である2026年10月28日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,976円に対して38.16%、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値2,138円に対して27.69%、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値2,205円に対して23.81%、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値2,043円に対して33.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)とする旨の第四回提案価格を提示されたとのことです。

これに対して、本特別委員会は2026年11月２日、公開買付者に対して、第四回提案価格は、AGS FASによるＤＣＦ法に基づく対象者株式価値の算定結果を踏まえても、なお一般株主の利益に十分に配慮された価格と評価するには低い水準であることを踏まえ、本公開買付価格の更なる引上げを要請したとのことです。

その後、対象者は2026年11月４日、公開買付者より、本公開買付価格について再度検討を行った結果、第四回提案価格を維持することとし、本公開買付価格を2,730円(提案日の前営業日である2026年11月２日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,967円に対して38.79%、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値2,095円に対して30.31%、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値2,205円に対して23.81%、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値2,044円に対して33.56%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)とする旨の第五回提案価格を提示されたとのことです。また、本新株予約権買付価格については、第五回提案価格と本新株予約権の対象者株式１株当たりの行使価額781円との差額である1,949円に、本新株予約権１個の目的となる対象者株式の数200株を乗じた389,800円とする旨の提案を受けたとのことです。

これに対して、本特別委員会は2026年11月５日、公開買付者に対して直接面談の申し入れを行い、2026年11月６日に委員３名全員で公開買付者との間で直接面談を実施したとのことです。当該直接面談において、本特別委員会は、第五回提案価格について、第四回提案価格から本公開買付価格の引上げが一切なされていないことを指摘したとのことです。その上で、本特別委員会は、一般株主の利益を保護し適切な対価を確保する観点から、AGS FASによるＤＣＦ法の算定結果や類似する非公開化取引におけるプレミアム水準を重要な指標と考えていることを改めて伝え、公開買付者に対して本公開買付価格のさらなる引上げを要請したとのことです。

その後、対象者は2026年11月９日、公開買付者より、本公開買付価格を2,770円(提案日の前営業日である2026年11月６日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値2,018円に対して37.26%、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値2,074円に対して33.56%、同日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値2,203円に対して25.74%、同日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値2,043円に対して35.58%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)とする旨の第六回提案価格を提示されたとのことです。また、本新株予約権買付価格については、本公開買付価格2,770円と本新株予約権の対象者株式１株当たりの行使価額781円との差額である1,989円に、本新株予約権１個の目的となる対象者株式の数200株を乗じた397,800円とする旨の提案を受けたとのことです。

これに対して、本特別委員会は2026年11月10日、公開買付者に対して、2026年11月12日付で受領予定の最終的な株式価値算定結果に重大な変更が生じないこと及び最終的な意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で、対象者取締役会決議を経てなされるという条件のもと、第六回提案価格及び本新株予約権買付価格を397,800円とする提案を受け入れる旨を回答したとのことです。

(iii)対象者の意思決定の内容

以上の経緯の下、対象者は、リーガル・アドバイザーである日比谷中田法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2026年11月12日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けたとのことです(本答申書の概要については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④　対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。その上で、対象者は、リーガル・アドバイザーである日比谷中田法律事務所から受けた法的助言及び第三者算定機関であるAGS FASから2026年11月12日付で取得した株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(AGS FAS)」といいます。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものであり一般株主の利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は2026年11月13日開催の対象者取締役会において、以下の点を踏まえると、本取引を通じて対象者株式を非公開化し、公開買付者の完全子会社となることが、対象者の企業価値の向上に資するものであると考えるに至ったとのことです。対象者が本取引によって実現可能と考える具体的なシナジー及びメリットは、以下のとおりとのことです。

(a) ガーデンエクステリア事業における案件数の増加及び高価格帯案件への注力

対象者グループは、ガーデンエクステリア事業において、公開買付者グループから戸建住宅に関して幅広く案件を受注しているとのことです。公開買付者グループは高価格帯案件の受注に強みを有しており、対象者グループとしても公開買付者グループからの受注拡大を図っているものの、現状の資本関係では、公開買付者グループが発注者、対象者グループが受注者となる取引関係にあることから、工事の発注価格その他の取引条件の設定や発注案件の配分等において、公開買付者グループの利益と対象者グループ及びその一般株主の利益が必ずしも一致しない潜在的な利益相反関係を有していることに加え、対象者グループが外注業者の一社であることから、公開買付者グループによる案件紹介に一定の制約があるものと認識しているとのことです。対象者グループが公開買付者グループの完全子会社となることにより、利益相反関係が解消され、公開買付者グループと対象者グループの連携が一層強化されることになるとのことです。その結果、公開買付者グループが有する顧客基盤及び営業ネットワークを十分に活用できることになり、これらに対象者グループが強みを有する高度な設計力及び施工力の提供が加わることで、品質が求められる意匠性の高い高価格帯案件向け造園工事の受注に注力することが可能となるなど、質及び量の両面において事業拡大することが可能であると考えているとのことです。

(b) ランドスケープ事業における大型案件の創出及び拡大

大型ランドスケープ案件では施工時に創出した街並みが時間の経過とともにますます美しくなる経年美化の景観づくりが求められるケースが多いと対象者では考えているとのことです。対象者は樹木や石材等自然素材の特性を熟知した設計者による素材の目利きや品質管理を強みとしており、こうした強みは、大型ランドスケープにおいて求められる経年美化の景観づくりを実現させる技術力につながっていると考えていることから、大型ランドスケープ案件において、対象者グループの技術力を十分に発揮できると考えているとのことです。他方、大型ランドスケープ案件においては、企業の知名度や造園工事実績を背景に、現状その大部分を大手建築会社又はその関係会社が受注する傾向にあるとのことです。全国的にみると、対象者は、大型の造園工事実績において、都心部のランドマークとなるような大型ランドスケープ案件についてこれら大手建築会社と比べ積み上げが少ないこともあり、上記の技術力を有していながらも、大型ランドスケープ案件への参画機会が中部圏、関西圏、関東圏を中心とする一部の地域や顧客に限定される状況が続いていたとのことです。対象者グループが公開買付者グループの完全子会社となることで、公開買付者グループの知名度を活かして、全国規模で大型ランドスケープ案件への参画機会の拡大が期待できることに加え公開買付者グループが「グランドメゾン」のブランドで展開する分譲マンション及びその他の開発事業におけるランドスケープ案件や公園整備等地方創生関連の案件についても参画の機会が増加すると考えているとのことです。また、海外についてもこれまで一桁程度の受注数にとどまっていた中、受注数拡大の可能性が模索できる環境になると考えているとのことです。

(c) エクステリアパートナーシップ制度による施工力の活用

対象者グループは設計力、施工力に強みを有する一方で、造園工事に付随する土木工事では、多数の人員を動員する必要があり、対象者では設計、施工に人員を割いており、土木工事に対応が可能な従業員や外注先の確保が業界全体に発生している人手不足により困難であり、数多くの受注に対応が難しい状況にある中、公開買付者グループが運営するエクステリアパートナーシップ制度(注１)を活用することにより、全国各地の施工力及び人的リソースを機動的に活用することが可能となるとのことです。その結果、対象者グループ単独では人員及び施工体制の制約から対応が困難であった案件についても受注が可能になり、対応可能な地域の拡大及び案件数の増加を図るとともに、人的リソースの不足に伴う機会損失の最小化を図ることが可能と考えているとのことです。これら事業基盤の強化により、より一層の事業規模の拡大が可能であると考えているとのことです。

(注１) 公開買付者グループが下請け工事を発注する外構・エクステリア施工会社における安定的な工事量を確保し、更に、資材調達、人材確保、育成の各方面でサポートを提供することで、下請け業者の安定的な施工体制を構築する取り組みをいうとのことです。

(d) デザイン力・提案力の向上及び事業基盤の強化

両社の優秀な人材による技術交流を通じ、双方のデザイン力や提案力の更なる向上が期待されているとのことです。また、公開買付者グループの資材調達の支援を活用することによるコスト削減効果が見込まれるほか、施工や採用に関する包括的なサポートにより、対象者の職人が本来の強みである「良いものづくり」に一層集中できる環境が整備されると考えているとのことです。

(e) 人材の採用・育成

対象者グループは、中部圏、関東圏及び関西圏を主たる事業基盤としておりますが、公開買付者グループが有する知名度及び全国のネットワーク並びに採用に関する知見、ノウハウを活用することにより、対象者グループ単独では十分にアプローチすることが困難であった地域での人材の確保や、造園に係る技術者、施工管理者等の専門人材の採用活動を強化することが可能となると考えているとのことです。また、公開買付者グループの充実した福利厚生制度を活用することで、対象者グループの採用競争力及び人材の定着率の向上に資するものと考えているとのことです。更に、公開買付者グループとの人材交流に加え、公開買付者グループが有する教育・研修制度及び資格取得支援制度等を活用することにより、対象者グループ従業員の専門知識及び技能の向上、資格取得の促進支援、コンプライアンス意識の更なる向上を実現することが可能になり、対象者グループの提案力及び施工力を支える人材基盤が強化され、サービス品質の向上及び持続的な事業成長につながるとともに、これらを通じて建設業における造園業全体の地位向上を図ることが可能と考えているとのことです。

上記のシナジーを実現することにより、最終的な対象者の目標である「日本一の造園会社」となることを実現できると考えているとのことです。

他方、本取引による上場廃止に伴う一般的なデメリットとして、上場株式市場を通じたエクイティ・ファイナンスの機会が失われること、また、上場会社として享受してきた知名度や社会的信用の低下に伴う取引先その他ステークホルダーへの影響、従業員のモチベーション低下の可能性及び今後の人材採用に影響することが挙げられるとのことです。もっとも、上記のとおり本取引の実施後においては公開買付者グループからの支援の積極化が期待でき、また、対象者がこれまでの事業活動を通じて培ってきた社会的信用力や知名度に加え、本取引後には対象者と同じく市場からの高い社会的信用力や知名度を有する公開買付者の完全子会社となること等に照らせば、対象者の取引先その他のステークホルダー、人材採用及び従業員のモチベーションの面においても、かかる影響は一定程度軽減されるものと考えているとのことです。以上を踏まえると、対象者株式の上場廃止による上記一般的なデメリットは限定的であり、本取引を通じて期待される上記のシナジー及びメリットを勘案すれば、本取引は対象者の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えているとのことです。なお、本取引を通じて対象者が公開買付者の完全子会社となることが対象者の一部の取引先からの受注減少につながる可能性についても、対象者が有する技術力及び施工力を踏まえれば、その影響は限定的であると考えており、今後も対象者独自の強みを維持・向上させることにより幅広い取引先との取引関係の維持が可能と考えているとのことです。

また、対象者は、2026年11月13日開催の対象者取締役会において、以下の点等を踏まえると、本公開買付価格(2,770円)その他の対象者株式及び本新株予約権に係る本取引の取引条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(a) 本公開買付価格が、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③　対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のAGS FASによる対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法による算定結果の上限を上回り、かつ、ＤＣＦ法による算定結果の範囲内にあること。

(b) 本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年11月12日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,986円に対して39.48%、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値2,043円に対して35.58%、直近３ヶ月間の終値単純平均値2,193円に対して26.31%、直近６ヶ月間の終値単純平均値2,047円に対して35.32%のプレミアムがそれぞれ加えられた価格であり、かかるプレミアム水準は、他社の類似取引事例(注２)におけるプレミアム率との比較では、公表日の前営業日の終値に対するプレミアムは平均値及び中央値を上回る一方、直近１ヶ月間、直近３ヶ月間及び直近６ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムは平均値及び中央値を下回るものの、対象者株式の市場における売買が限定的であり、少量の売買によって株価が相応に変動し得ることから、対象者株式の流動性が相対的に低いことを踏まえると、一般株主が市場において相応の数量の株式を一定の価格で売却することは必ずしも容易ではない中で、本公開買付けは、その成立を条件として、一般株主に対し、市場での売却による株価への影響を懸念することなく、上場来高値(日中高値)2,396円を相応に上回る一定の価格で保有株式を売却する機会を提供するものであること、AGS FASによる株式価値算定結果並びに公開買付者との価格交渉の経緯等を総合的に考慮すると、本公開買付価格は公正かつ妥当な水準であると考えられること。

(注２) 対象者は、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年６月28日以降、2026年９月30日までの間に成立した非公開化を前提とする公開買付けの事例のうち、公開買付けの開始前に、公開買付者の議決権所有割合が20%以上50%未満であり、かつ、公表日の前営業日における対象会社のPBRが１倍以上であった(但し、マネジメント・バイアウト(ＭＢＯ)(注３)の事例、二段階の公開買付けの事例、対象会社がTOKYO PRO Marketに株式を上場している事例及び対象会社が投資法人(REIT)である事例を除きます。)18件におけるプレミアム割合を参照しており、これらの事例における公表日前営業日の終値、並びに直近１ヶ月間、直近３ヶ月間及び直近６ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの平均値は、順に35.61%、39.17%、43.52%及び46.17%、中央値は、順に34.80%、37.34%、42.20%及び42.98%とのことです。

(注３)「マネジメント・バイアウト(ＭＢＯ)」とは、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け(公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。)のことをいうとのことです。

(c) 本公開買付価格(１株当たり2,770円)は、公開買付者が対象者との取引関係を更に強化することを目的として、2023年２月20日に市場外での相対取引により対象者株式355,500株を取得した際の取得価格である１株当たり1,025円を大きく上回る価格であり、この点においても、本公開買付価格の妥当性に不合理な点は認められないこと。本新株予約権買付価格については、本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式１株当たりの行使価額781円との差額である1,989円に、本新株予約権１個の目的となる対象者株式の数である200株を乗じた金額として設定されており、本新株予約権者が本新株予約権を行使した上で交付される対象者株式を本公開買付けに応募した場合と税金及び手数料等を考慮しない金額ベースでは同等の経済的利益を得られる価格であること。

(d) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られていること等、対象者の一般株主の利益への配慮がなされていると認められること。

(e) 本公開買付価格が、上記本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で、本特別委員会が交渉方針を決定し、東海東京証券を通じて公開買付者との間で真摯かつ継続的に協議・交渉を行った結果決定された価格であること。なお、本公開買付価格はＤＣＦ法の算定レンジの上下限を単純平均した数値(以下「算定レンジ中央値」といいます。)を下回るものの、算定レンジ中央値は対象者株式の公正な価値を一義的に示すものではないことから、算定レンジ中央値との乖離率のみをもって本公開買付価格の公正性・妥当性を否定することは相当ではなく本事業計画及び主要な算定前提に不合理な点が認められないこと、当該算定レンジの形成過程及び性質、本公開買付価格と当該算定レンジとの位置関係を踏まえ、上記(b)乃至(e)に記載の事情と併せて、本公開買付価格の妥当性を総合的に判断すれば、本公開買付価格は妥当であると考えられること。

(f) 公開買付者及び対象者から独立した本特別委員会が、取引条件に係る交渉過程に主体的かつ実質的に関与した上で、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④　対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本答申書において、本公開買付価格を含む本取引の取引条件の公正性及び妥当性は確保されていると考えられる旨の意見が示されていること。

以上より、対象者は、2026年11月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。当該取締役会における決議の方法につきましては、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦　対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

④ 【公開買付け後の経営方針】

公開買付者は、本公開買付け及びその後の一連の手続を通じて対象者を完全子会社化した後、対象者がこれまで培ってきた造園緑化における高い専門性、設計力及び施工力を尊重しつつ、公開買付者グループとの連携を一層強化することにより、両社の企業価値向上を図っていく方針です。

具体的には、公開買付者は、第７次中期経営計画において掲げる、国内での「グループ総合力による積水ハウス経済圏の深耕」を推進するため、対象者を公開買付者グループにおける外構造園事業を担う重要な事業会社として位置付け、公開買付者グループが有する技術力・施工力・顧客基盤と、対象者が有する造園緑化における専門性を有機的に融合することにより、住まい及び建物のみならず、その周辺の外構・造園を含めた住環境全体について、更なる高付加価値化を図っていく予定です。

更には、大規模分譲地、都市再開発案件及びその他の大規模プロジェクトにおいても、協力関係を一層強化し、ランドスケープに関する提案力の向上により、豊かな街並みの創生に取り組んでいく方針です。

また、公開買付者は、対象者が推進している営業エリアの拡大、人材採用及び育成の強化、施工体制の強化、技術承継及びM&A等の成長戦略について、公開買付者グループの信用力、顧客基盤及び事業基盤を活用することにより支援し、対象者の更なる事業成長の実現を目指してまいります。

加えて、公開買付者は、本公開買付け後、公開買付者グループ及び対象者グループの経営資源を一体的に活用することにより、両社グループ間における人材の相互活用、営業協力、施工体制の連携及びノウハウの共有等を推進し、意思決定の迅速化及び経営資源の最適配分を実現していく方針です。

また、公開買付者は、対象者の自主性及び自立性を尊重し、対象者がこれまで培ってきた事業基盤、人材、企業文化及び技術・ノウハウを維持しながら、公開買付者グループとの連携を強化していく方針です。また、対象者の従業員の雇用及び処遇については原則として現状を維持することを想定しております。

なお、本書提出日現在において、本公開買付け成立後の対象者の役員構成その他の経営体制について決定している事項はありませんが、公開買付者は、対象者がこれまで培ってきた事業基盤、人材及び企業文化を尊重する方針であり、本公開買付け成立後の役員構成その他の経営体制については、今後、本取引の目的及び対象者の企業価値向上の観点を踏まえ、対象者と協議の上、検討予定です。公開買付者は、対象者を完全子会社化することを目的として本公開買付けを実施し、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本取引の一環として、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しておりますが、その他に公開買付者が対象者株式を追加取得する予定はありません。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

公開買付者は、対象者の支配株主には該当しないものの、公開買付者が対象者株式655,500株(所有割合20.00%)を所有して対象者を持分法適用関連会社とする対象者のその他の関係会社であることから、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保し、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の恣意性を排除するとともに、本取引の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保する観点から、以下の措置を実施しております。

なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、ＳＭＢＣ日興証券から2026年11月12日付で本株式価値算定書(ＳＭＢＣ日興証券)を取得しております。詳細につきましては、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「②　買付け等の価格の算定の経緯及び基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立したリーガル・アドバイザー及びファイナンシャル・アドバイザーからの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして日比谷中田法律事務所を選任し、本取引に関する対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

日比谷中田法律事務所は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。本取引に係る日比谷中田法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。本特別委員会は、日比谷中田法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。

また、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る取引条件の検討並びに公開買付者との協議及び交渉等について財務的見地からの助言を受けるため、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして東海東京証券を選任しているとのことです。

東海東京証券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。本取引に係る東海東京証券に対する報酬には、本取引の過程に複数のマイルストーンを設定し、各マイルストーンに到達する都度支払われるマイルストーン報酬が含まれているとのことです。当該報酬制度は、マイルストーンごとにあらかじめ定められた固定額の報酬であり、本取引が成立した場合の本公開買付価格その他の取引条件に応じて変動するものではないとのことです。対象者は、本取引の成否が不確実な中において報酬の全額を固定報酬として負担することと比較して、報酬の一部をマイルストーン報酬とすることは対象者の金銭的負担の観点からも合理的であり、また、同種の取引におけるファイナンシャル・アドバイザーに関する報酬体系の実務慣行に鑑み、当該報酬体系であることをもって独立性が否定されるものではないと判断しているとのことです。

本特別委員会は、東海東京証券の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、東海東京証券を対象者のファイナンシャル・アドバイザーとすることを承認しているとのことです。

③　対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(ⅰ)第三者算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格(2,770円)に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるAGS FASに対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2026年11月12日付で本株式価値算定書(AGS FAS)を取得したとのことです。

また、対象者は、本「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び対象者において、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しており、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、AGS FASから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

AGS FASは、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、本取引に係るAGS FASの報酬には本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会は、AGS FASの独立性に問題がないことを確認した上で、対象者の第三者算定機関として承認しているとのことです。

(ⅱ)算定の概要

(a) 対象者株式に係る算定の概要

AGS FASは、対象者株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者株式の価値算定を行っているとのことです。複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の価値算定にあたり採用すべき手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにＤＣＦ法を用いてそれぞれ対象者株式の株式価値の算定を行ったとのことです。なお、AGS FASは、対象者の事業内容、事業構成、収益性及び規模等を総合的に勘案すると、株式価値の算定に当たり十分な比較可能性を有する上場会社を選定することが困難であることから、類似会社比較法を採用していないとのことです。

AGS FASによれば、対象者株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法：　1,986円～2,193円
ＤＣＦ法：　2,438円～3,458円

市場株価法では、本公開買付けに対する意見表明に係る対象者取締役会決議日の前営業日である2026年11月12日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値1,986円、直近１ヶ月間の終値単純平均値2,043円、直近３ヶ月間の終値単純平均値2,193円及び直近６ヶ月間の終値単純平均値2,047円を基に、対象者株式の１株当たりの株式価値の範囲を1,986円から2,193円までと算定しているとのことです。

ＤＣＦ法では、対象者が作成した2027年９月期から2031年９月期までの５期分の事業計画(以下「本事業計画」といいます。)における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2027年９月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の１株当たりの株式価値の範囲を2,438円から3,458円までと算定しているとのことです。その際、割引率には加重平均資本コスト(Weighted Average Cost of Capital：ＷＡＣＣ)を採用し、9.67%から14.25%を使用しているとのことです。なお、割引率の計算にあたっては、対象者の企業規模等を勘案した上でサイズリスクプレミアムを加味しているとのことです。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、永久成長率については外部環境等を総合的に勘案した上で２%を使用し、継続価値を3,377百万円から6,485百万円と算定しているとのことです。

また、対象者の保有する現預金については、対象者における最低限の必要運転資金を除き、残額を非事業用資産とし、対象者の保有する投資有価証券については、その保有目的等を勘案し時価で売却することを想定した際の税効果を加味した上で非事業用資産とし、対象者の保有する保険積立金についても、解約した際の返戻金相当額に税効果を加味した上で非事業用資産として、対象者の事業価値に加算しているとのことです。

本事業計画は、本取引の取引条件の公正性を検討することを目的として作成したものであり、公開買付者及びその関係者はその作成過程に一切関与していないとのことです。また、本事業計画は、足元の業績及び受注状況、今後の事業環境、人員計画並びに投資計画等を踏まえて作成されており、地域及び事業分野ごとの市場環境や成長余地、人員増加及び支店への投資等を織り込んで作成されているとのことです。また、本事業計画の対象期間は受注状況や市場環境を合理的に見込むことができ、かつ業績が平準化すると考えられるまでの期間として2031年９月期まで作成されているとのことです。

本事業計画については、本特別委員会は、その内容及び作成経緯等について対象者との間で質疑応答を行い、対象者の一般株主の利益に照らして不合理な点がないことを確認しているとのことです。

また、本事業計画には対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないものの、大幅なフリー・キャッシュ・フローの増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2027年９月期は名古屋支店の新社屋の建て替えを予定していることから大幅なフリー・キャッシュ・フローの減少を見込んでおり、2028年９月期は上記名古屋支店の新社屋の建て替えが一段落することからフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。

AGS FASがＤＣＦ法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。本事業計画には、現在の資本・取引関係の下で合理的に見込まれる事業活動の成果が反映されているものの、本取引の実行により実現することが期待される追加的なシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、AGS FASがＤＣＦ法に用いた対象者財務予測には加味されていないとのことです。

(単位：百万円)

	2027年 ９月期	2028年 ９月期	2029年 ９月期	2030年 ９月期	2031年 ９月期
売上高	6,519	7,930	8,890	9,690	10,190
営業利益	702	820	965	1,071	1,094
ＥＢＩＴＤＡ	755	879	1,021	1,125	1,146
フリー・キャッシュ・フロー	136	504	635	716	764

(注) AGS FASは、対象者株式の株式価値の算定に際して、対象者から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではないとのことです。AGS FASは、対象者株式の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGS FASに対して未開示の事実はないこと等を前提としているとのことです。対象者グループの全ての資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られない。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。AGS FASは、提供された本事業計画その他将来に関する情報が、対象者の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しているとのことです。AGS FASの算定は、2026年11月12日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としているとのことです。なお、AGS FASが提出した対象者株式の株式価値の算定結果は、本公開買付価格の公正性について意見を表明するものではないとのことです。

(b) 本新株予約権に係る検討の概要

本新株予約権買付価格が本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式１株当たりの行使価額との差額に、本新株予約権１個の目的となる対象者株式の数を乗じて算定されることから、対象者は、本新株予約権買付価格について第三者算定機関から算定書を取得していないとのことです。本新株予約権は、対象者グループの取締役及び使用人に対してストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権の行使時においてもこれらの本新株予約権者が、対象者グループの取締役又は使用人たる地位を有していることがそれぞれ権利行使の条件とされており、公開買付者が本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使することができないとのことです。その一方で、本新株予約権者が本新株予約権を行使した上で、これにより取得した対象者株式を本公開買付けに応募することも可能であることから、公開買付者は、本新株予約権買付価格について、本公開買付価格である2,770円と本新株予約権の対象者株式１株当たりの行使価額である781円との差額である1,989円に、本新株予約権１個の目的となる対象者株式の数である200株を乗じた397,800円としております。

なお、本新株予約権の譲渡については対象者取締役会の承認を要するものとされておりますが、対象者は、2026年11月13日開催の対象者取締役会において、本新株予約権者が本公開買付けへの応募を目的としてその所有する本新株予約権を公開買付者に譲渡することについて、これを承認することを決議したとのことです。

④　対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者は、2026年８月20日、公開買付者から本意向表明書を受領したとのことです。これを受け、対象者は、本取引の検討並びに公開買付者との本取引に係る協議及び交渉を行うにあたり、日比谷中田法律事務所の助言を得つつ、公開買付者が対象者のその他の関係会社であり、本取引が構造的な利益相反の問題を内包すること等に鑑み、対象者の意思決定に慎重を期するとともに、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するために、2026年８月28日開催の対象者取締役会決議により、本特別委員会を設置したとのことです。具体的には、公開買付者及び対象者から独立し、本取引の成否からの独立性を有することを確認した上で、社外役員として対象者の事業内容、経営状況及び事業環境について十分な理解を有していること、公認会計士又は弁護士としての専門的知見を有していること等を踏まえ、本取引の目的及び取引条件の公正性・妥当性について多角的かつ実質的な検討を行うことができるメンバーとして、加藤孝浩氏(対象者社外監査役兼独立役員、公認会計士、加藤孝浩会計事務所)、山本秀樹氏(対象者社外取締役兼独立役員、公認会計士、アルファ税理士法人)及び小松慶子氏(対象者社外監査役兼独立役員、弁護士、弁護士法人三浦法律事務所)の３名を本特別委員会の委員として選任したとのことです。対象者は、当初から上記３名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。また、本特別委員会の委員の互選により、加藤孝浩氏が本特別委員会の委員長に就任しているとのことです。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

そして、対象者は、本特別委員会に対し、(a)本公開買付けを含む本取引の目的が合理的と認められるか(本取引が全体として対象者の企業価値向上に資するか)、(b)本公開買付けを含む本取引の条件の公正性・妥当性が確保されているか、(c)本公開買付けを含む本取引の手続の公正性が確保されているか、(d)上記(a)乃至(c)を踏まえ、本公開買付けを含む本取引が対象者の一般株主にとって公正なものであるか、並びに(e)対象者取締役会が本取引を行う旨(本公開買付けに対して賛同意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定すること、及びその後に予定されている完全子会社化手続を実施すること)の意思決定をすることの是非(以下、(a)から(e)を総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問し、これらの点についての答申書を対象者取締役会に提出することを委嘱したとのことです。本特別委員会は、本諮問事項には含まれないものの、本新株予約権者に対する本公開買付けへの応募推奨の是非についても検討を行い、本答申書において、その検討結果を付言しているとのことです。

また、対象者は、上記取締役会決議において、対象者取締役会における本取引に関する意思決定については、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、特に本特別委員会が本取引の実施を妥当でないと判断したときには、対象者取締役会は、本公開買付けに賛同しないものとする旨を決議しているとのことです。併せて、対象者は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(ア)本特別委員会が自ら公開買付者との間で交渉を行うこともできるほか、公開買付者との交渉を対象者の役職員又はアドバイザー等(ファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関及びリーガル・アドバイザー等をいい、以下併せて「アドバイザー等」といいます。)が行う場合にも、本特別委員会が適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示又は要請を行うこと等により、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができるものとすること、並びに(イ)本特別委員会に対し、必要に応じて自らの外部アドバイザー等を対象者の費用負担により選任し、又は対象者が選任する外部アドバイザー等を指名若しくは承認(事後承認を含みます。)する権限を付与することを決議しているとのことです。なお、本特別委員会は、対象者が選任する外部アドバイザー等について、信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、当該アドバイザー等を活用することができるものとされているとのことです。これを受けて、2026年９月11日に開催された第１回の本特別委員会において、対象者が選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、ファイナンシャル・アドバイザーとして東海東京証券を、リーガル・アドバイザーとして日比谷中田法律事務所を、第三者算定機関としてAGS FASをそれぞれ選任することを承認したとのことです。

本特別委員会は、2026年９月11日から2026年11月12日までに、合計13回開催したほか、各開催日の間においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。具体的には、本特別委員会は、対象者から、対象者の事業内容・業績推移、主要な経営課題、本取引により対象者の事業に対して想定されるメリット・デメリット等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。また、本特別委員会は、対象者から、本事業計画の内容、主要な前提条件及び作成経緯について説明を受け、質疑応答及び検討を行った上で、本事業計画を本取引に係る株式価値算定の基礎として用いることの合理性を確認したとのことです。更に、公開買付者から、本取引を提案するに至った検討過程、本取引の目的及びストラクチャー、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本取引後に予定している対象者の経営方針等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。更に、対象者の第三者算定機関であるAGS FASから、採用した算定手法、割引率、継続価値、その他の主要な算定前提に関する説明を受け、その算定過程に関して質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討したとのことです。以上の検討に際して、本特別委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーである日比谷中田法律事務所から、特別委員会の意義・役割等を含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けているとのことです。

そして、本特別委員会は、公開買付者から提案を受領する都度、東海東京証券及び日比谷中田法律事務所の助言を踏まえて慎重に検討し、公開買付者に対する回答及び条件改善の要請の内容を含む交渉方針を決定した上で、東海東京証券を通じて公開買付者との間で主体的に価格交渉を行ったとのことです。かかる交渉の過程において、本特別委員会は、東海東京証券を通じて、計４回にわたり、公開買付者に対して本公開買付価格の増額を要請し、また、2026年11月６日には公開買付者との間で直接面談を実施するなど、本公開買付価格その他の取引条件の形成過程に主体的かつ実質的に関与したとのことです。

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2026年11月12日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

(ⅰ)答申内容

本特別委員会は、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、2026年11月12日付で、対象者取締役会に対し、大要以下の内容の本答申書を提出しました。

a) 本取引は対象者の企業価値向上に資するものであって、本取引の目的は合理性を有すると考えられること。
b) 本公開買付価格及び本新株予約権買付価格その他の対象者株式及び本新株予約権に係る本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられること。
c) 本取引の手続の公正性は確保されていると考えられること。
d) 上記a)乃至c)を踏まえ、本取引は対象者の一般株主にとって公正であると考えられること。
e) 対象者取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、及び、本公開買付け成立後に予定される完全子会社化手続を実施することの意思決定をすることは相当であると考えられること、並びに対象者取締役会が本新株予約権者に対しても本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を表明することも相当であると考えられること。

(ⅱ)答申理由

本特別委員会が上記答申を行うに至った理由の概要は、以下のとおりです。

a) **本取引の目的の合理性**

本特別委員会は、対象者及び公開買付者へのインタビュー等を通じて、対象者の事業環境及び経営課題、本取引により期待されるシナジー、本取引後の経営方針並びに本取引に伴う不利益又はリスク等について検討しました。その結果、本取引によって対象者が公開買付者の完全子会社となることにより、公開買付者グループの顧客基盤、人材・施工リソースその他の経営資源を活用し、ガーデンエクステリア事業及びランドスケープ事業の拡大、施工力の強化並びに人材の採用・育成及び技術承継等を推進することが期待されること、現行の資本・業務提携関係の下では実現に一定の制約がある協業施策についても、完全子会社化によって実効性を高めることが期待できること、及び本取引に伴う不利益又はリスクが上記の企業価値向上効果を上回るものとは認められないこと等から、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理性を有すると判断しました。

b) **本取引の条件の公正性・妥当性**

本特別委員会は、本公開買付価格の公正性・妥当性について、公開買付者との価格交渉の経緯及び結果、AGS FASによる株式価値算定結果、市場株価及び類似する非公開化取引におけるプレミアム水準、対象者株式の流動性及び株価推移(上場来高値との関係を含む。)並びに本取引により期待されるシナジーその他の価値の一般株主への分配等を総合的に検討しました。また、本特別委員会は、本事業計画及びAGS FASによる株式価値算定について、その作成過程、算定方法及び主要な前提条件に不合理な点は認められないと判断しました。更に、本公開買付価格が市場株価法による算定レンジの上限を上回り、ＤＣＦ法による算定レンジの範囲内にあること、ＤＣＦ法による算定レンジの中央値を下回るものの、当該中央値は算定レンジの上下限を単純平均した数値であり、対象者株式の公正な価値を一義的に示すものではないこと、類似事例と比較したプレミアム水準は必ずしも高い水準にあるとはいえないものの、対象者株式の流動性が相対的に低い中で、上場来高値を上回る一定の価格で保有株式を売却する機会を一般株主に提供するものであること、及び本特別委員会が東海東京証券を通じた４回の価格引上げ要請及び公開買付者との間で主体的に直接協議を含む合計５回の価格交渉を行い、初回提案価格から250円の価格引上げを実現したこと等を総合的に勘案し、本公開買付価格は対象者の本源的価値を踏まえて合理的な範囲内にあり、一般株主に相応の経済的利益をもたらすものであると判断しました。

また、本特別委員会は、本新株予約権買付価格について、本公開買付価格と本新株予約権の行使価額との差額に本新株予約権１個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とされており、本新株予約権を行使して取得する対象者株式を本公開買付けに応募した場合と同等の対価を受領する機会が確保されていると判断しました。

以上に加え、本公開買付けに応募しなかった株主についても、本公開買付価格と同額となるよう算定された金銭が交付されることが予定されていること等を踏まえ、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格その他の対象者株式及び本新株予約権に係る本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると判断しました。

c) **本取引の手続の公正性**

本特別委員会は、本取引の初期段階から独立した特別委員会が設置され、公開買付者との交渉過程に実質的に関与するために必要な権限が付与されていること、独立した外部専門家による助言及び株式価値算定を取得していること、本特別委員会が価格交渉に主体的に関与していること、本公開買付けにおける買付予定数の下限がいわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティに相当する株式数を上回る水準に設定されていること、対抗提案の機会が確保されていること、並びに本公開買付けに応募しなかった株主に対する強圧性を排除するための措置が講じられていること等を踏まえ、本取引の手続の公正性は確保されていると判断しました。

d)　本取引が一般株主にとって公正であること及び対象者取締役会による意思決定の相当性

本特別委員会は、上記a)乃至c)の検討結果を総合的に勘案し、本取引は対象者の一般株主にとって公正なものであり、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨し、本公開買付け成立後に予定される完全子会社化手続を実施することの意思決定をすることは相当であると判断しました。また、本新株予約権者に対しても本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を表明することも相当であると判断しました。

⑤　対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置等

対象者及び公開買付者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておりません。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)について、法令に定められた最短期間である20営業日より長い37営業日に設定しております。このように、公開買付期間を法定の期間よりも長期間に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者による買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することも企図しております。

⑥　対象者における独立した検討体制の構築

対象者は、公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者の事業及び経営に関する知見を有し、かつ、公開買付者及び本取引から独立性の認められる代表取締役会長である小栗達弘、代表取締役社長である山田準及び常務執行役員１名から構成されるプロジェクトチームを設置しているとのことです。当該プロジェクトチームは、対象者の一般株主の利益を図る観点から、本特別委員会による本取引の検討に必要な情報の収集、整理、提供及び説明を行うとともに、本取引に関する対象者の事業上及び実務上の見解、懸念事項及び要望事項を同委員会に伝え、その検討を補佐する役割を担っているとのことです。なお、当該プロジェクトチームは、公開買付者との間で本公開買付価格その他の取引条件に関する協議及び交渉の主体となるものではないとのことです。本特別委員会は、当該プロジェクトチームの構成及び役割、各構成員の公開買付者からの独立性並びに本取引に関する利害関係の有無及び内容について説明を受け、かかる検討体制につき独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認し、2026年10月７日に開催した第６回特別委員会において承認しているとのことです。

⑦　対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、AGS FASから取得した本株式価値算定書(AGS FAS)、及び日比谷中田法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。その結果、対象者は、上記「(２)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格その他の対象者株式に係る本取引の取引条件は公正なものであると判断したとのことです。また、本新株予約権については、本公開買付価格2,770円と本新株予約権の対象者株式１株当たりの行使価額781円との差額である1,989円に、本新株予約権１個の目的となる対象者株式の数である200株を乗じた397,800円とされており、税金及び手数料等を考慮しない金額ベースでは、本新株予約権を本公開買付けに応募する場合と、本新株予約権を行使した上で取得した対象者株式を本公開買付けに応募する場合とで、同等の対価を受領する機会が確保されていること等を踏まえ、本新株予約権買付価格その他の本新株予約権に係る本取引の取引条件は公正かつ妥当であると判断したとのことです。そこで、2026年11月13日開催の対象者取締役会において、対象者取締役全５名の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。なお、対象者取締役５名及び対象者監査役４名において、公開買付者グループの役職員を兼職している者や、本取引に関して公開買付者と一定の合意をしている者等、公開買付者グループ及び本取引の成否に関して利害関係を有する者は存在していないとのことです。また、当該取締役会には、対象者監査役４名全員が出席し、当該決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

⑧　マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて、1,529,300株(所有割合：46.67%)を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,529,300株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。かかる買付予定数の下限は、潜在株式勘案後株式総数(3,277,165株)から、本書提出日現在公開買付者が所有する対象者株式(655,500株)を控除した株式数(2,621,665株)に係る議決権の数(26,216個)の過半数に相当する数(13,109個)に相当する対象者株式数(1,310,900株、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」)に相当する株式数を上回るものとなります。

このように、公開買付者は、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主及び本新株予約権者が所有する株券等に対応する株式数の過半数に相当する数を超える応募がなければ、本公開買付けが成立しないよう買付予定数の下限を設定しており、対象者の一般株主の皆様の意思を重視したものとなっております。

(4) 【公開買付け後の組織再編等の方針】

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者のみとすることを目的とした本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式等売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の総数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第１項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第２編第２章第４節の２の規定に基づき、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)するとともに、併せて、本新株予約権者(公開買付者を除きます。)の全員(以下「売渡新株予約権者」といいます。)に対し、その所有する本新株予約権の全てを売り渡すことを請求(以下「新株予約権売渡請求」といい、「株式売渡請求」と併せて「株式等売渡請求」といいます。)する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式１株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、新株予約権売渡請求においては、本新株予約権１個当たりの対価として本新株予約権買付価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し株式等売渡請求の承認を求める予定です。対象者がその取締役会の決議により株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主の全員からその所有する対象者株式の全部を取得し、売渡新株予約権者の全員からその所有する本新株予約権の全てを取得します。この場合、売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式１株当たりの対価として、公開買付者は、当該各売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付するとともに、売渡新株予約権者がそれぞれ所有していた本新株予約権１個当たりの対価として、当該各売渡新株予約権者に対し、本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式等売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の２第１項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会において株式等売渡請求を承認する予定とのことです。

株式等売渡請求に関連する一般株主及び新株予約権者の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の８その他関係法令の定めに従って、売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する対象者株式又は本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

② 株式の併合

本公開買付けの成立後、公開買付者が対象者の総株主の議決権の数の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを対象者に要請し、併せて本公開買付けの決済の開始日後、それと近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して、公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者は公開買付者による当該要請に応じる予定であり、本臨時株主総会の開催は2027年３月下旬頃を予定しています。その具体的な手続及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会において承認された本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者が対象者株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が１株に満たない端数となるように決定される予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からこれらの要請を受けた場合には、これらの要請に応じる予定とのことです。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の４及び第182条の５その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)は、対象者に対してその所有する株式のうち１株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、本新株予約権の取得、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施するよう対象者に要請し、又は実施する予定です。

上記の株式等売渡請求及び株式併合の各手続については、関係法令の改正、施行、当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合並びに公開買付者以外の対象者株式を所有する対象者の株主の株券等所有割合及び所有の状況によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた金額と同一になるよう算定する予定です。また、本公開買付けに応募されなかった本新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けにおける本新株予約権買付価格に当該新株予約権者が所有していた本新株予約権の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 【上場廃止等となる見込み及びその事由】

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所メイン市場に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の本スクイーズアウト手続が実施された場合には、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場廃止基準に該当し、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所メイン市場において取引することはできません。

(6) 【公開買付けに係る重要な合意】

該当事項はありません。

(7) 【その他公開買付けに関する重要な事項】

該当事項はありません。

5 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間等】

① 【買付け等の期間】

買付け等の期間	2026年11月16日(月曜日)から2027年１月13日(水曜日)まで(37営業日)
公告日	2026年11月16日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス　https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式１株につき、金2,770円
新株予約権証券	本新株予約権１個につき、金397,800円
新株予約権付社債券	―
株券等信託受益証(　　)	―
株券等預託証券(　　)	―

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	2,621,665(株)	1,529,300(株)	―(株)
合計	2,621,665(株)	1,529,300(株)	―(株)

(注１)　応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,529,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,529,300株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注２)　本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(2,621,665株)を記載しております。当該最大数は、潜在株式勘案後株式総数(3,277,165株)から、本書提出日現在、公開買付者が所有する対象者株式(655,500株)を控除した株式数です。

(注３)　単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(注４)　本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注５)　公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

6 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	26,216
ａのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	240
ｂのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	―
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年11月16日現在)(個)(d)	6,555
ｄのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	―
ｅのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	―
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年11月16日現在)(個)(g)	0
ｇのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	―
ｈのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(ｉ)	―
対象者の総株主等の議決権の数(2026年３月31日現在)(個)(ｊ)	32,415
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a／ｊ)(%)	80.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)／(ｊ+(b−c)+(e−f)+(h−ｉ))×100)(%)	100.00

(注１) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(2,621,665株)に係る議決権の数です。

(注２) 「ａのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、本新株予約権の目的となる対象者株式の数(24,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注３) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年11月16日現在)(個)(g)」及び「ｇのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の２第１項各号における株券等所有割合の計算において府令第３条第２項第１号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年11月16日現在)(個)(g)」を分子に加算しておりません。また、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注４) 「対象者の総株主等の議決権の数(2026年３月31日現在)(個)(ｊ)」は、対象者半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数(3,277,165株)に係る議決権の数(32,771個)を分母として計算しております。

(注５) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

7 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第２項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第８項により、原則として、事前届出が受理された日から30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは本株式取得をすることができません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)。

また、独占禁止法第10条第１項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の２第１項。以下「排除措置命令」といいます。)。公正取引委員会は、排除措置命令を発令するときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず(同法第49条)、その意見聴取を行うに当たっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりませんが(同法第50条第１項)、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。)内に行うこととされています(同法第10条第９項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第１号。その後の改正を含みます。)第９条)。

公開買付者は、本株式取得に関して、2026年10月13日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日付で受理されております。その後、公開買付者は、本株式取得に関して、公正取引委員会から2026年10月23日付で、同日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を受領しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から10日間に短縮する旨の2026年10月23日付「禁止期間の短縮の通知書」を同日付で受領したため、同日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

許可等の日付　2026年10月23日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる)
許可等の番号　公経企第1452号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)
許可等の日付　2026年10月23日(禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)
許可等の番号　公経企第1453号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

8 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載する等の方法により、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください(但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続ください。)。

オンライントレード(https://trade.smbcnikko.co.jp/)(以下「日興イージートレード」といいます。)による応募株主等は、日興イージートレードログイン後、画面より「日興イージートレード　公開買付け取引規程」を確認の上所要事項を入力し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。なお、日興イージートレードによる応募の受付には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)における日興イージートレードのご利用申込みが必要です。

③ 株式の応募に際しては、応募株主口座に応募株券等が記録されている必要があります。

④ 新株予約権の応募に際しては、本新株予約権には譲渡制限が付されておりますので、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類をご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」をご提出ください。「譲渡承認通知書」等の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。なお、日興イージートレードにおいては、新株予約権の応募の受付を行いません。

⑤ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。

⑥ 公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります(注１)。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知(注２)を行っていただく必要があります。

⑦ 外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。)を通じて応募してください。また、本人確認書類(注２)をご提出いただく必要があります。なお、日興イージートレードにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

⑧ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税(注３)の適用対象となります。

⑨ 公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。)については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

⑩ 公開買付期間の末日までに、本新株予約権の行使により交付される対象者株式も本公開買付けの対象とします。

(注１)口座開設に際し、個人株主は原則としてご印鑑が不要です。未成年、成年後見人制度をご利用の個人株主や、法人株主等が口座を開設される場合はご印鑑が必要です。また、既に開設されている応募株主口座のご登録内容の変更をされる場合等には、ご印鑑が必要となる場合があります。

(注２) 本人確認書類の提出及び個人番号(マイナンバー)又は法人番号の告知について
公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないもの(通知カードは除く。)は６ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。
なお、2027年４月１日に施行予定の「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。その後の改正を含みます。)」の改正に先立ち、ご用意いただく本人確認書類及び番号確認書類等が順次変更となります。詳細につきましては、公開買付代理人のホームページよりご確認、又は公開買付代理人にお尋ねください。

＜個人＞

Ａ．番号確認書類 (いずれか１点)	個人番号カード(両面)(※１)	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり)(※２)	
Ｂ．本人確認書類 (写真あり１点又は写真なし２点)	写真あり	運転免許証(運転経歴証明書)(※３)
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート(※４)
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険の資格確認書(※３)
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し(※２)

＜法人＞

A．本人確認書類 (いずれか１点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B．番号確認書類 (いずれか１点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報(※５)
C．口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか１点)	運転免許証(※３)
	個人番号カード(表)
	各種健康保険の資格確認書(※３)
	パスポート(※６)

(※１) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
(※２) 発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
(※３) 裏面に住所が記載されている場合は、裏面まで必要となります。
(※４) 住所、氏名、生年月日の確認ができる各ページが必要となります。なお、2020年２月４日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、ご利用できません。
(※５) 法人番号情報は、国税庁ＨＰの「法人番号公表サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。
(※６) 2020年２月４日以降発行のパスポートはご住所欄が無いため、別途、現住所が記載されている「本人確認書類１点」又は「納税証明書等の補完書類１点」の写しをご提出いただく必要があります。

＜外国人株主等＞

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注３) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付する等の方法によりお手続ください(但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続ください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続ください。)。

なお、日興イージートレードにおいて応募された契約の解除は、日興イージートレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号
(その他のＳＭＢＣ日興証券株式会社国内各営業店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「11　決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

9 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	7,262,012,050
金銭以外の対価の種類	―
金銭以外の対価の総額	―
買付手数料(円)(b)	100,000,000
その他(円)(c)	9,000,000
合計(円)(a)＋(b)＋(c)	7,371,012,050

(注１)　「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(2,621,665株)に、本公開買付価格(2,770円)を乗じた金額です。
(注２)　「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。
(注３)　「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。
(注４)　上記金額には、消費税等は含まれておりません。
(注５)　その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	34,368,128
当座預金	1,727
計(a)	34,369,855

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	―	―	―	―
2	―	―	―	―
計				―

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
―	―	―	―
―	―	―	―
計			―

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	―	―	―	―
2	―	―	―	―
計(b)				―

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
―	―	―	―
―	―	―	―
計(c)			―

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
―	―
計(d)	―

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

34,369,855千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

10 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

11 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

(2) 【決済の開始日】

2027年１月19日(火曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イージートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「12　その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。新株予約権については、応募に際して提出された、上記の「８　応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」④に記載した書類を応募株主等(外国の居住者である新株予約権者の場合はその常任代理人)に対して郵送又は交付します。

12 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,529,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,529,300株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第３号イ乃至チ及びヌ、第５号に関する府令第26条第４項第４号、第５号及び第７号、並びに令第14条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第１項第１号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者が2025年12月24日に提出した第60期有価証券報告書(以下「対象者有価証券報告書」といいます。)に記載された2025年９月30日現在の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(414,448千円)(注)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合(具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。)又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者有価証券報告書に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額(414,448千円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合をいいます。かかる決定が行われた場合、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、上記の「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当するとしております。

また、令第14条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注)　発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、１株当たりの配当額は127円に相当します(具体的には、対象者有価証券報告書に記載された2025年９月30日現在の対象者の純資産額4,144,481千円の10%に相当する額である414,448千円(千円未満を切り捨てて計算しています。)を、自己株式控除後の発行済株式総数(3,253,165株)で除し、１円未満の端数を切り捨てて計算しています。)。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の６第１項第１号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第１項に定める行為を行った場合は、府令第19条第１項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「８　応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「11　決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の６第１項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の８第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして府令第24条第６項で定める場合を除き、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第９条の４及び府令第30条の２に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

第２ 【公開買付者の状況】

１ 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

② 【会社の目的及び事業の内容】

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

④ 【大株主】

年　月　日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
―	―	―	―
―	―	―	―
―	―	―	―
―	―	―	―
計	―	―	―

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

年　月　日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数(千株)
―	―	―	―	―	―	―
―	―	―	―	―	―	―
―	―	―	―	―	―	―
計						―

(2) 【経理の状況】

① 【貸借対照表】

② 【損益計算書】

③ 【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第75期(自　2025年２月１日　至　2026年１月31日)　2026年４月16日　関東財務局長に提出

ロ 【半期報告書】

事業年度　第76期中(自　2026年２月１日　至　2026年７月31日)　2026年９月11日　関東財務局長に提出

ハ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

積水ハウス株式会社
(大阪市北区大淀中一丁目1番88号)
積水ハウス株式会社IR部
(東京都港区赤坂四丁目15番1号)
積水ハウス株式会社東京西支店
(東京都新宿区西新宿三丁目６番11号)
積水ハウス株式会社神奈川東支店
(横浜市西区みなとみらい三丁目７番１号)
積水ハウス株式会社埼玉中央支店
(さいたま市大宮区桜木町一丁目７番５号)
積水ハウス株式会社千葉支店
(千葉市中央区問屋町１番35号)
積水ハウス株式会社名古屋東支店
(名古屋市中区栄三丁目18番１号)
積水ハウス株式会社神戸支店
(兵庫県明石市大明石町二丁目１番32号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町２番１号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目８番20号)

２ 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

３ 【個人の場合】

該当事項はありません。

第３ 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

１ 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2026年11月16日現在)

	所有する株券等の数	令第７条第２項第２号に該当する株券等の数	令第７条第２項第３号に該当する株券等の数
株券	6,555(個)	―(個)	―(個)
新株予約権証券	―	―	―
新株予約権付社債券	―	―	―
株券等信託受益証券(　　)	―	―	―
株券等預託証券(　　)	―	―	―
合計	6,555	―	―
所有株券等の合計数	6,555	―	―
(所有潜在株券等の合計数)	(　　―　　)	―	―

(注１) 特別関係者である対象者は、2026年９月30日現在、対象者株式435株を所有しているとのことですが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注２) 公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(2026年11月16日現在)

	所有する株券等の数	令第７条第２項第２号に該当する株券等の数	令第７条第２項第３号に該当する株券等の数
株券	6,555(個)	―(個)	―(個)
新株予約権証券	―	―	―
新株予約権付社債券	―	―	―
株券等信託受益証券(　　)	―	―	―
株券等預託証券(　　)	―	―	―
合計	6,555	―	―
所有株券等の合計数	6,555	―	―
(所有潜在株券等の合計数)	(　　―　　)	―	―

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2026年11月16日現在)

	所有する株券等の数	令第７条第２項第２号に該当する株券等の数	令第７条第２項第３号に該当する株券等の数
株券	0(個)	―(個)	―(個)
新株予約権証券	―	―	―
新株予約権付社債券	―	―	―
株券等信託受益証券(　　)	―	―	―
株券等預託証券(　　)	―	―	―
合計	0	―	―
所有株券等の合計数	0	―	―
(所有潜在株券等の合計数)	(　　―　　)	―	―

(注１) 特別関係者である対象者は、2026年９月30日現在、対象者株式435株を所有しているとのことですが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注２) 公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(2026年11月16日現在)

氏名又は名称	株式会社岐阜造園
住所又は所在地	岐阜県岐阜市茜部菱野四丁目79番地の１
職業又は事業の内容	造園緑化工事の設計・施工・メンテナンス等
連絡先	連絡者　　常務執行役員管理部長　　兼松　正道 連絡場所　岐阜県岐阜市茜部菱野四丁目79番地の１ 電話番号　058-272-4120
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

② 【所有株券等の数】

(2026年11月16日現在)

	所有する株券等の数	令第７条第２項第２号に該当する株券等の数	令第７条第２項第３号に該当する株券等の数
株券	０(個)	－(個)	－(個)
新株予約権証券	－	－	－
新株予約権付社債券	－	－	－
株券等信託受益証券(　　)	－	－	－
株券等預託証券(　　)	－	－	－
合計	０	－	－
所有株券等の合計数	０	－	－
(所有潜在株券等の合計数)	(　－　)	－	－

(注) 特別関係者である対象者は、2026年９月30日現在、対象者株式435株を所有しているとのことですが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

２ 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

３ 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

４ 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

５ 【大量保有報告書等の提出状況】

書類の名称	提出者	提出年月日
変更報告書　No.１	公開買付者	2023年２月20日
変更報告書　No.２	公開買付者	2026年11月20日(法定提出期限までに提出予定)

第４ 【公開買付者と対象者との取引等】

１ 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の取引

直近３事業年度における公開買付者と対象者との間の取引の概要及び取引金額は以下のとおりです。

取引の概要	第73期 (2024年１月期)	第74期 (2025年１月期)	第75期 (2026年１月期)
造園工事等に係る取引	1,512百万円	1,572百万円	2,484百万円

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

２ 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

第５ 【対象者の状況】

１ 【最近３年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	―	―	―
売上高	―	―	―
売上原価	―	―	―
販売費及び一般管理費	―	―	―
営業外収益	―	―	―
営業外費用	―	―	―
当期純利益(当期純損失)	―	―	―

(2) 【１株当たりの状況】

決算年月	―	―	―
１株当たり当期純損益	―	―	―
１株当たり配当額	―	―	―
１株当たり純資産額	―	―	―

２ 【株価の状況】

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	東京証券取引所　スタンダード市場						
月別	2026年５月	2026年６月	2026年７月	2026年８月	2026年９月	2026年10月	2026年11月
最高株価(円)	1,982	1,890	2,000	2,396	2,350	2,247	2,100
最低株価(円)	1,825	1,800	1,871	1,992	2,203	1,956	1,950

(注１) 2026年11月については、11月13日までの株価です。
(注２) 対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所メイン市場に上場しておりますが、最高・最低株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年　月　日現在

区分	株式の状況(１単元の株式数　株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	―	―	―	―	―	―	―	―
所有株式数(単位)	―	―	―	―	―	―	―	―	―
所有株式数の割合(%)	―	―	―	―	―	―	―	―	―

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年　月　日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
―	―	―	―
―	―	―	―
―	―	―	―
―	―	―	―
計	―	―	―

② 【役員】

年　月　日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
―	―	―	―	―
―	―	―	―	―
―	―	―	―	―
―	―	―	―	―
計	―	―	―	―

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第59期(自　2023年10月１日　至　2024年９月30日)　2024年12月26日　東海財務局長に提出
事業年度　第60期(自　2024年10月１日　至　2025年９月30日)　2025年12月24日　東海財務局長に提出
事業年度　第61期(自　2025年10月１日　至　2026年９月30日)　2026年12月23日　東海財務局長に提出予定

② 【半期報告書】

事業年度　第61期中(自　2025年10月１日　至　2026年３月31日)　2026年５月15日　東海財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社岐阜造園
(岐阜県岐阜市茜部菱野四丁目79番地の１)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町２番１号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目８番20号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2026年９月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2026年11月13日付で「2026年９月期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく対象者決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、法第193条の２第１項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。

① 損益の状況(連結)

会計期間	2026年９月期
売上高	6,520百万円
営業利益	632百万円
経常利益	650百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	477百万円

② １株当たりの状況(連結)

会計期間	2026年９月期
１株当たり当期純利益	147.20円
１株当たり純資産額	1,439.30円
１株当たり配当額	40.00円